

大阪市告示第1800号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年1月5日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年1月19日（月）	
	令和8年1月26日（月）	
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和8年1月13日（火）	午後2時30分から
		午後7時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年1月6日（火）から 同月9日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年1月10日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和8年1月11日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年1月12日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年1月14日（水）から 同月16日（金）まで	

令和 8 年 1 月 17 日 (土)	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年 1 月 18 日 (日)	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年 1 月 20 日 (火) から 同月 23 日 (金) まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年 1 月 24 日 (土)	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年 1 月 25 日 (日)	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年 1 月 27 日 (火) から 同月 30 日 (金) まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年 1 月 31 日 (土)	午前 9 時から 午後 8 時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)